

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 あゆみ学園

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が拘束防止に向けた意識を持ち、利用者支援に努めます。

2. 身体拘束防止に向けての基本指針

○身体拘束の原則禁止

当施設においては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限することを禁止します。

身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 職員が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合は、下記の3要件のすべてを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族の同意を得た上で身体拘束を行うことがあります。

切迫性

利用者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

○サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止委員会（身体拘束防止委員会）において検討します。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」と判断して拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活して頂けるように努めます。

2. 身体拘束等の適正化のための具体的取り組み

○身体拘束等適正委員会の設置

利用者への身体拘束等の廃止、必要最低限の実施の為、既存の虐待防止委員会（以下、委員会）において身体拘束等の適正に関する検討を行うものとする。

委員会の構成員は、管理者、児童発達支援管理責任者、事務主任、クラス担任とする。

委員会は少なくとも年1回以上開催することとし、検討事項としては主に下記の通りとする。

① 身体拘束等の実施状況に関する事項

※現に身体拘束を行う必要がある利用者、今後身体拘束を行う必要がある利用者ごとに検討

② 3要件の確認

③ 身体拘束に関する職員間での意識啓発について

④ 職員研修に関する事項

⑤ その他身体拘束に関する事項

また、委員会での検討内容は記録し、委員会の結果について全職員に周知徹底する。

○身体拘束等の適正化に関する職員研修の実施

利用者支援に関わる全ての職員に対して、利用者の権利擁護及び身体拘束の廃止の為、職員研修を行います。

① 定期的な研修の実施（年1回以上）

② 新任者に対する研修の実施

③ その他必要な研修の実施

内部研修を行うと同時に、必要に応じて外部研修を受講し、全職員への伝達研修を行う。

○身体拘束発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の方針のもと別紙「身体拘束 フローチャート」に沿って対応する。

① 3要件の確認

切迫性・非代替性・一時性を満たす場合においてのみ身体拘束を行うこととし、安易な支援方法として身体拘束を選択することはあり得ない。

② 身体拘束の取り扱い

緊急やむを得ず身体拘束を行う判断は、必ず担当職員個人の判断で行わず、管理者・児童発達支援管理責任者等の判断のもと行う。

また、身体拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

③ 身体拘束の内容の記録

身体拘束を行った場合は、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載する。

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束の方法（場所・行為など）
- ・拘束開始及び解除の予定
- ・拘束の時間帯

3. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、当施設における「虐待防止について」のファイルに保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人やその家族が閲覧できるよう法人のホームページに掲載する。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。